

【全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である】

八潮市みんなでいじめをなくすための条例 ～いじめゼロ条例～

平成27年9月18日施行

いじめは、どんな理由があっても「絶対に許すことのできない卑劣な行為」です。市全体で、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組み、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現していきましょう。

『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』とは…

この条例は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、市民の方などで構成された「八潮市子どもいじめ防止条例策定提言会議」やパブリックコメントでの意見を取り入れ策定しました。

八潮市では、これまで「八潮市子ども憲章」を定め、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、いじめの防止に取り組んできました。いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識に立ち、「いじめを起こさない子どもを育てるこ」が大切です。

そこで、本市では、八潮市民みんなでいじめの防止等に取り組み、『いじめゼロ』を目指す条例を制定しました。

いじめを



「うまい、見のがさない、ゆるさない」

(条例前文 八潮市いじめ撲滅3原則より)

八潮市教育委員会 指導課

〒340-0816 埼玉県八潮市中央二丁目10番地17
TEL 048-996-4374 FAX 048-998-0828